五　組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する資料	三　組換え体以外の製造原料及び製造器材に関する資料
（削る）	1　飼料又は飼料添加物の製造原料としての使用実績及び安全性に関する資料
（削る）	2　飼料又は飼料添加物の製造器材としての使用実績及び安全性に関する資料
六　組換え飼料添加物に関する資料	四　生産物に関する資料
1　諸外国における認可、使用等に関する資料	（新設）
2　（略）	1　（略）
3　製造に由来する非有効成分の安全性に関する資料	2　製造に由来する不純物の安全性に関する資料
4・5　（略）	3・4　（略）
（削る）	5　組換え体によって製造された生産物の外国における認可及び使用等の状況に関する資料
七　二から六までに掲げる資料により飼料添加物の安全性に関する知見が得られていない場合は、次に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料	五　二から四までに掲げる資料により飼料又は飼料添加物の安全性に関する知見が得られていない場合は、次に掲げる試験のうち必要な試験の成績に関する資料
1　単回投与毒性試験	1　単回投与の毒性に関する試験
2　反復投与毒性試験（短期）	2　反復投与の毒性に関する試験（短期）
3　反復投与毒性試験（長期）	3　反復投与の毒性に関する試験（長期）
4　世代繁殖試験	4　世代繁殖に関する試験
（削る）	5　催腫瘍性に関する試験
5　発がん性試験	（新設）
6　変異原性試験	6　変異原性に関する試験
（削る）	7　催奇形性に関する試験
7　発生毒性試験	（新設）
8　（略）	8　（略）
9　その他の試験	9　その他必要な試験

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に行われた確認の申請については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百七十一号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の⑵のコ及び別表第２の３の⑻の規定に基づき、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準（平成十四年農林水産省告示第千七百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（適用）	（適用）
第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の⑵のコ及び別表第２の３の⑻に規定する製造の基準については、この告示の定めるところによる。	**第一条**　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の⑵のコ及び別表第２の３の⑺に規定する製造の基準については、この告示の定めるところによる。